

委員会の公表について

運用規則の定めは以下

(公開、公表)

第13条 委員会は原則非公開とする。但し、委員長が相当と判断した場合には、公開することができる。

第14条 委員会議事録は公表しない。但し、当事者には議事録を通知するものとする。

第15条 委員会の議事要旨は原則公表する。

2. 前項の公表にあたり、委員会は、実名で公表することについて当事者の事前の承諾を得る。特別の事情がある場合は、本人の希望により匿名とする。
3. 公表は、インターネットその他適宜の方法により実施する。

(調停、裁定)

第16条 委員会は、案件の取扱いに際し、話し合いによる合意形成を目指す。

2. 合意形成ができなかった場合、委員会は調停を行う。
3. 前項による調停が成立しなかった場合、委員会は裁定を行う。
4. 委員会の裁定は、「勧告」または「見解」として取りまとめ、当事者に対し告知するとともに、第15条第3項に定める方法により公表する。
5. 当事者が合意に達した場合、その内容が他の放送事業者にも関係する事項であれば結果を衛星放送事業者に通知する。